2024（令和６）年度介護報酬等事業者説明会（集団指導）　事業者からの質問・回答

| No. | 受付日 | サービス名 | 質問内容 | 回答 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | R7.3.24 | 小規模多機能型居宅介護 | 重要事項説明書をHPにとの事でしたが、メインのデザイン変更となると、時間とお金がかかるので、出来ればブログ等、ユーザーで記入できる所で記載したいがいかがでしょうか？ | ブログであれば新着記事はトップページに掲載されるが、一定期間過ぎれば容易に閲覧出来る状態でなくなるため、メインページの掲載を検討ください。又は「介護サービス情報公表システム」への掲載を検討ください。 |
| 2 | R7.3.24 | 地域密着型通所介護 | 令和６年度介護報酬改定時に高齢者虐待防止措置実施の有無、業務継続計画策定の有無、を基準型で届出しています。介護職員等処遇改善加算を加算Ⅰで届出しています。今回、電子申請・届出システムで再度届出は必要でしょうか。 | 地域密着型通所介護事業者について、いずれも新たな届出の対象ではなく、現状も基準を満たしている場合、再度の届出は不要です。<br>なお、処遇改善加算の加算区分が令和７年度から変更となる場合は届出が必要です。 |
| 3 | R7.3.24 | 総合事業（訪問型） | 算定体制届と処遇改善加算の計画書について<br>⑴これまでより処遇改善加算のⅠ～Ⅳを算定している事業所は、計画書を４月１５日までに提出すれば良いのか？<br>⑵説明だと、BCP減算の算定体制届と処遇改善加算の計画書を両方提出する事業所は４月１日までに両方を提出するように聞こえたが？<br>⑶介護保険の方の提出（県）は４月１５日で良いようですが | ⑴貴見のとおり、計画書は４月15日です。<br>　算定区分が不変の場合、介護給付費算定に係る届出は不要です。<br>　令和６年度に加算「Ⅴ」を算定している場合、又は、令和７年度から加算区分が変更となる場合、介護給付費算定に係る届出が必要です。<br>⑵業務継続計画の策定の有無、処遇改善加算の算定（区分の変更含む）を併せて届出する場合、４月１日が提出期限です。処遇改善加算の算定のみの場合、４月15日が提出期限です。<br>なお、処遇改善計画書が作成途中で、加算区分が不確定の場合、お手数ですが処遇改善加算以外の加算・減算等を４月１日までに提出し、必要により処遇改善加算の処遇改善加算の算定（区分の変更含む）を４月15日までに提出してください。<br>⑶本市においては、令和７年２月３日付けの厚生労働省事務連絡の資料６に記載があるとおり、令和６年報酬改定における経過措置の終了に係る届出の提出期限は４月１日としています。<br>事業所台帳への届出内容の確実な反映を行うため、届出漏れの確認や記載誤りの補正期間等も考慮し、国の定めた期限としていますので、ご理解とご協力をお願いします。<br>https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou/detail?gno=21332 |
| 4 | R7.3.24 | 認知症対応型共同生活介護 | 身体拘束廃止未実施減算、業務継続計画未策定減算について、昨年令和６年６月に「２：基準型」で届出をしています。それでも新たに届出をしないといけないのでしょうか。 | 認知症対応型共同生活介護事業者について、いずれも新たな届出の対象ではなく、現状も基準を満たしている場合、再度の届出は不要です。<br>なお、身体拘束廃止未実施減算について、認知症対応型共同生活介護事業者が「短期利用認知症対応型共同生活介護費」、「介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費」を算定されている場合、経過措置終了に伴い届出が必要となることにご留意ください。 |